

被保険者 各位

きんでん健康保険組合

鍼灸(しんきゅう)師等の治療費が全額立替払い方式に変わります (ご案内)

平素は、当組合の事業運営にあたってはご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、この度ははりきゅう・あんま・マッサージ・指圧師 (以下鍼灸師等という) の治療費支払方法を下記のとおり変更させていただきますので、ご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 変更前の治療費支払方法

- ①鍼灸師等の治療費 (施術料) は窓口で本人負担分 (1～3割) を支払う。
- ②残りの治療費は鍼灸師等からの療養費支給申請書 (請求書) に基づき、当組合から直接鍼灸師等へ支払っております。(代理受領払といえます。)

2. 変更後の治療費支払方法 (償還払いといえます。)

- ①治療費の全額 (10割) を鍼灸師の窓口で支払い、「領収書」と「医師の同意書」(初回受診時) をいただく。<注1>
 - ②治療内容等に沿って1ヶ月単位で「療養費支給申請書 (はり・きゅう用)」又は「療養費支給申請書 (あんま・マッサージ用)」に記入のうえ作成して下さい。(鍼灸師の記入押印も必要です。)
 - ③作成した「療養費支給申請書」には治療費の領収書 (原本) と「医師の同意書」を必ず添付し、当組合に提出して下さい。
 - ④当組合において審査し、決裁後給付いたします。(社員は給与合算・関係会社社員は会社経由・任意継続者及び特例退職者は登録された銀行口座に振込)
- <注1>鍼灸師等の治療費を請求するには、初回必ず「医師の同意書」の添付が必要になります。(継続治療の場合、6か月ごとに医師の同意書の添付が必要となります。)

3. 変更させていただく理由

厚生労働省から平成30年6月12日及び6月20日に発出された通知により、従来の支払方法 (代理受領払) が認められなくなったこと、及び療養費支給の適正化に向け、健康保険法に定める原則どおり全額立替払い (償還払い) に改めるものです。

4. 実施時期

平成31年4月受診 (施術) 分より実施させていただきます。

以上